

都市と農村とのふれあい



主な内容

- 国保・健康だより 2～5
- 老人保健からのお知らせ 6～7
- 教育委員会だより 8～9
- 壬生町マイ・チャレンジ推進事業 10～11
- ゴミの減量にご協力ください 12～13
- アンケートへの回答-その2- 14～16
- 土地改良区の統合整備を進めよう 17

盛り上がりを見せた「いなばの郷いちご狩りふれあいフェスティバル」

6月6日開催、会場：稲葉小学校（関連記事18頁）

国保だより

国保税は必ず納期限内に納めましょう

国民健康保険税は、助け合いによってみなさんの健康を守っていく大切な制度です。医療費の心配なく安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。

あなたがかかる医療費は、窓口でお支払いいただく自己負担、国などの補助、そして保険税でまかなわれ、特に保険税はその主要な財源です。あなたと家族の健康な生活のために、保険税の役割とはたらきを知って、保険税の期限内納付にご協力ください。

40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険税に介護分が含まれます

◆国保税の決め方



◆算定方法 (医療分・介護分)

1. 所得割額 (被保険者の所得に応じて計算)
2. 資産割額 (被保険者の固定資産に応じて計算)
3. 均等割額 (被保険者一人いくらと計算)
4. 平等割額 (一世帯いくらと計算)

◆国保税はいつから納めるの

国保税を納めるのは、国保の被保険者としての資格を得たときからで、届け出をしたときからではありません。加入の届け出が遅れたときは、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。

国保税の納付は便利な口座振替で！

手続きは簡単です。

- 一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。

手続きに必要なもの

- 預金通帳
- 通帳の届出印

次の金融機関へ

足利銀行本支店
栃木銀行本支店
栃木信用金庫本支店
下野農業協同組合本支店
郵便局

「国民健康保険高齢受給者証」が変わります。

国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。本年も7月26日頃、発送の予定となっております。7月31日になっても届かない場合は、町民生部保健課国民健康保険係(☎81-1836)に問い合わせてください。

現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなりますのでご注意ください。

なお、8月1日以降になりましたら、役場保健課か住民課又は稲葉・南犬飼出張所へ返還してください。

国民健康保険をささえる保険税

国民健康保険に加入すると、保険税を支払う義務が生じます。納められた保険税は、国などの補助金と合わせて、みなさんが病気やケガをしたときの医療費をはじめ、お子さんが生まれたり、ご家族のだれかが亡くなったときなどの給付費用にあてられます。

このように保険税は、国民健康保険を運営するための大切な財源なのです。

●保険税を滞納すると

※災害などの特別な理由もなく、長い間保険税をおさめないでいると、やむを得ず次のような措置を取ることがあります。

1. 納期限を過ぎると

督促が行われます。延滞金を徴収される場合がありますので速やかに納めましょう。

2. それでも納めないでいると

通常の保険証の代わりに短期被保険者証が交付される場合があります。短期被保険者証は、保険証の有効期間が短くなりますので、その都度更新手続きが必要となります。

3. 納期限から1年間を過ぎると

被保険者資格証明書が交付されます。被保険者資格証明書とは、壬生町が保険税を滞納している人に対し、保険証を返してもらい、その代わりに交付する書類です。国保の被保険者の資格を証明するだけのもので、保険証のように受診券とはなりません。ですから、お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

全額自己負担で診療を受けられた場合、本来保険者である町が負担する7割分を戻す国民健康保険特別療養費支給申請・請求を、診察を受けた月の翌々月以降に領収書持参のうえ、保健課国民健康保険係に対して行ってください。

特別療養費を含む療養費の請求権は、診療費を支払った日の翌日から起算して2年で時効により消滅します。

4. 納期限から1年6か月間を過ぎると

国保の給付が、全部または一部差し止めになります。

5. それでも納めないでいると

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

注意：以上の措置がとられても、その間の保険税の納付義務がなくなることはありません。

「短期被保険者証」や「資格証明書」が交付される前に…

早めに相談を！

納付が困難な場合は、滞納のままにせず納付方法について、早めに担当窓口にご相談ください。

(納付相談窓口：総務部税務課収税係 ☎ 81-1816)

※災害などの特別な理由とは、次のような場合をいいます。

- (1) 政令で定めた特別な事情があると認められた場合。
たとえば、世帯主が財産の災害、盗難にあったときや事業で著しく損失を受けたときなど。
- (2) 70歳以上(65歳以上で障害認定を受けている方)の老人保健制度で、医療を受けている場合。
- (3) 厚生労働省で定める公費負担医療を受けている場合。

健康だより

57号

「健康みぶ21計画」のダイジェスト版を広報壬生5月号（No.540）に掲載しましたが、ご覧いただけましたでしょうか。

健康は、すべての住民の願いです。

一人一人が健康知識や情報を得て、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間である「健康寿命」の延伸を図ろうと、以下7領域について健康目標を設定いたしました。

また各年代により異なる健康課題に応じた健康づくりを進めるため、ライフステージを「幼年期（0～4歳）」「少年期（5～14歳）」「青年期（15～24歳）」「壮年期（25歳～64歳）」「高年期（65歳～）」の5つに分け、それぞれの特徴に応じた領域別健康づくりの目標をたてました。

- 1 栄養・食生活
- 2 身体活動・運動
- 3 休養・こころの健康づくり
- 4 たばこ
- 5 アルコール
- 6 歯の健康
- 7 生活習慣病の予防

ご自分の年齢層にあわせ、それぞれの領域でできることからやってみましょう。

今回は、5月31日の世界禁煙デーその後の6月6日まで禁煙週間で、町でも講演会が開催され、また、6月4日から10日まで歯の衛生週間でしたので、たばこ、歯の健康領

域についてふれてみましょう。

今年度の標語『いつまでも素敵なお顔と かがやく歯』

歯は食生活だけでなく、全身の健康に影響を与えます。

生涯にわたって食事や会話を楽しむなど、人生を豊かにするために、自分の歯を保つことが欠かせません。

「地域に根ざした8020運動の展開」を重点目標として展開しました。

何でもおいしくかんで食べるには、おおよそ20本の歯が必要です。現状では35歳～44歳の人ではおおよそ81%、45歳～54歳では85%の人が、歯周病にかかっています。つまり、ほとんどの大人が歯周病にかかっていると言っても過言ではありません。

歯を失う原因の第1位はむし歯ですが、歯周病もむし歯の次に歯を失う原因となっており、80歳以上の人では平均的に6本しか残っていないといわれます。

健康な時から歯の健康管理につとめることが、いつまでも自分の歯を保つために大切です。

こんなことに思い当たりませんか！

- ・朝起きたとき口の中がネバネバする。
- ・歯ぐきがむずがゆい。
- ・冷たい水が歯にしみる。
- ・歯ぐきが赤くはれている。
- ・歯みがきをしたとき血が出る。

- ・歯ぐきを押すと膿が出る。
- ・歯がグラグラする。
- ・口臭が気になる。
- ・歯と歯の間に隙間が出来ている。
- ・歯石や歯垢がついている。



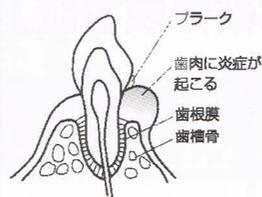
口臭があり、親しい人から口が臭いと言われたことがある。



歯ぐきが赤くはれたり、痛むことがある。

歯周病とは

歯の周りを支えるいろいろな組織が細菌に感染して起こります。



予防するには

- ・歯みがきで、歯垢（ねばねばした細菌の集まり・プラーク）を取り除く。
- ・バランスのとれた食事をすすめる。
- ・よくかんで食べる。
- ・自分の口に合った歯ブラシを選ぶ。
- ・定期的に歯科検診を受ける。
- ・症状があればすぐ受診する。



ブラシの脇腹を歯軸に対して平行にして歯肉と歯に押し当てながら、歯肉から歯の方に向かってゆっくり回転させます。（ローリング法）

歯周病は生活習慣病

町では、40歳・50歳の歯周疾患検診を実施しています。対象者には検診票をお送りしますのでぜひお受けください。

問合せ先

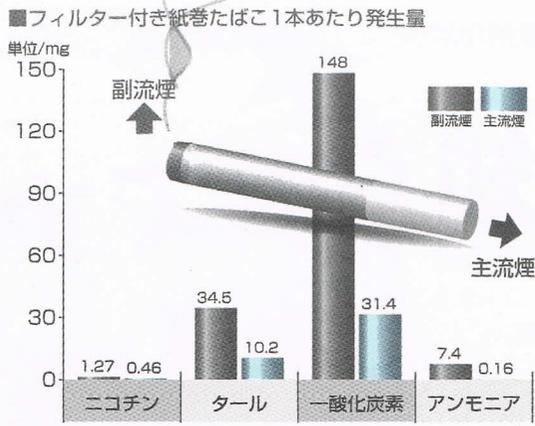
町民生部保健課健康増進係
（町保健福祉センター内）

☎ 82-33588

さる5月26日日本田技研工業栃木製作所健康管理センター所長 小林 淳先生の講演会「健康増進法と喫煙対策のABC」がありましたので、一部ご紹介いたします。

平成15年5月1日に「健康増進法」が施行され、第二節受動喫煙の防止 第25条では「学校、病院、事業所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者はこれらを利用する者について、受動喫煙（他人のタバコの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と明記され、公共施設や交通機関など多くの人が集まる場所で、終日禁煙や学校などの施設でも禁煙が始まっています。

現在の死因状況を見ると、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎が死因の約74%を占めており、この4つの病気のほとんどすべてにタバコが影響し、タバコで悪化するともいわれています。



血圧を上げたり、心拍数を増やして心臓に負担をかける。依存性が強く、タバコをやめられない原因に。

肺を黒くする張本人。発がん性物質が多く含まれ、身体各部位でがんの発生を促し、進行を加速させる。

タバコの葉の不完全燃焼の煙を吸うことにより、高濃度で吸入。ヘモグロビンと結合して酸素の運搬を妨害するため、喫煙者の心臓に大きな負担をかける。

厚生労働省「喫煙と健康」第2版より

ニア等4000種類以上の化学物質が含まれています。この煙には、主流煙（フィルターを通して吸う煙）と副流煙（タバコの火がついた部分から立ちのぼる煙）があり、有害物質は副流煙のほうが高い濃度のものが含まれています。

受動喫煙は嫌だな

室内の空気を汚染するタバコの煙は、主流煙と副流煙が入り混じったもので、「環境タバコ煙」と呼ばれ、タバコを吸わない人でも、喫煙者と同じ空間にいれば環境タバコ煙を吸い込むことになりこれを受動喫煙といいますが、さまざまな健康被害を引き起こします。

家庭では

1日に20本以上のタバコを吸う夫をもつ妻は、本人が非喫煙者であっても肺がんによる死亡率が通常の2倍、妊娠中の女性の場合は低体重児の出生率の上昇、乳幼児の突発死症候群との関係が疑われます。

職場では

環境タバコ煙で汚染された職場で長年仕事をしていると、自分がタバコを吸わなくても呼吸機能が低下することが報告されています。

正しい受動喫煙対策

- 1 他人に迷惑をかけない喫煙マナーを身につける
- 2 妊婦や子ども、病人の周囲では喫煙しない。
- 3 歩行喫煙と吸殻のポイ捨てはしない。



- 3 分煙しているところでは、そのルールを守る。
- 4 置きタバコはしない。
- 5 混雑した場所や締め切った室内での喫煙は控える。

効果的な分煙のすすめ

受動喫煙の害を防ぐには、他人に煙を吸わせない「分煙」対策が必要。だれもがしやすい環境をつくるために、施設、職場での分煙対策に積極的に協力しましょう。



〜元氣いきいきみぶプラン〜

健康みぶ21計画の平成22年の目標

タバコ領域

男性の喫煙率（40・3%）↓下げよう
女性の喫煙率（7・5%）↓下げよう

歯の健康領域

定期的に歯科健診を受ける人の割合
50歳代（22・7%）↓30・0%
60歳代（20・4%）↓30・0%

目標達成に向けそれぞれ取り組みましょう！



老人保健から 重要なお知らせです

8月1日、
老人保健の
一部負担割合が
再判定されます

老人保健で医者にかかった時に自分で支払う費用（一部負担金）は、所得に応じて1割の人と2割の人がいます。この負担割合は、前年の所得状況から別表①の基準により、毎年8月1日付で判定しなおしています。このため、2割から1割に、あるいは1割から2割に負担割合が変更になる方がいます。

負担割合に変更がある方には、町から7月中に通知をお送りしますので、役場にて以前の受給者証を返却し、新しい受給者証をお受け取りください。

負担割合に変更のない方には特に通知はしておりません。通知の無かった方は、これまでの受給者証を引き続きお使いください。

一部負担割合が
変わると…

病院にかかった際に窓口で支払

う医療費の他、コルセット等の治療用の器具、医療上必要と認められた鍼、灸、マッサージにかかったとき等の一部負担額が変わります。

また、別表②のとおり、一か月あたりの自己負担限度額も変わります。

窓口で支払った医療費の月合計額がこの額を超えた場合、超えた分の金額が高額医療費として支給されることとなります。

※（注）ただし、保険がきかな

いものは対象となりませんのでご了承ください。

2割負担の方でも、
申請で1割負担に
なる方もいます

2割負担の方でも、世帯内にいる70歳以上の方の総収入額（所得額ではありませんのでご注意ください）が、一定以下の方（別表①

所得によって自己負担額が変わります

別表①

《所得による負担区分の判定基準》

| | |
|-------------|---|
| 一定以上の所得がある方 | <p>現役世代の平均的収入以上の所得がある方（課税所得が年124万円以上の方）と、その世帯に属する方</p> <p>ただし、年収が夫婦2人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の方は届け出れば「一般」区分となり、負担割合が1割になります。</p> |
| 低所得Ⅱ | <p>属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税である方</p> |
| 低所得Ⅰ | <p>属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を65万円として計算）を差し引いたときに0円となる方</p> <p>年収例 単身世帯で年金収入のみの場合約65万円以下</p> |

※低所得Ⅰ・Ⅱは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

参照）につきましては、別途申請いただくことにより1割負担になることができます。これを基準収入額適用申請といい、該当すると思われる方には、町から通知を送りしております。

減額認定証（低所得 I・II）についても再判定されます

一割負担の方の中で、所得や収入が一定以下の方につきましては、申請をいただければ、低所得Ⅰ・低所得Ⅱとして、左表のとおり一月当りの自己負担限度額が一般の方よりさらに安くなります。また、入院したときにかかる食事代についても減額になります。

別表②

1か月の一部負担金限度額及び一日当りの入院時の食事代

| | | 個人ごとの 外来限度額 | 一部負担限度額 (外来+入院) (世帯で合算) | 入院時の 食事代 (1日当り) |
|---------------------|---|----------------|-------------------------------|-----------------------|
| 一定以上の所得のある方 (2割) | | 40,200円 | 72,300円 +1% ※① | 780円 |
| 一般 (1割) | | 12,000円 | 40,200円 | |
| 低所得者 (1割) | Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 | 650円 ※② |
| | Ⅰ | | 15,000円 | 300円 |

※① 医療費総額が361,500円を超えた場合、超えた分の1%が72,300円に加算されます。また、過去12ヶ月間に4回以上高額に該当した場合、4回目以降は40,200円となります。

※② 低所得者区分Ⅱに該当した後から数えて、一年間で90日以上入院があった方は再申請することによって、さらに500円に減額されます。

該当すると思われる方には、町から全員に通知をお送りいたしますので、申請くださるようお願いいたします。

こちらの減額認定証については、有効期限が毎年7月31日までとなっておりますので、現在お持ちの方が再度該当となる場合にも申請していただくこととなりますのでご注意ください。

該当すると思うのに通知がこないのですが…？

負担割合が変更になる方及び低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方には、全員に対して町から通知をお送りしますが、「自分は該当するはずだ」と思うのに8月に入っても通知がこない」という方は、お手数ですが役場福祉課にお問い合わせください。

また、通知後であっても、所得の変更及び訂正や、世帯内で所得のある方が移動することによって、負担割合等が変更になる場合があります。お心当たりの方はお申し出くださるようご協力をお願いいたします。

こんな場合にもお知らせください

次のようなことがあった場合にも、必ず老人保健担当にお知らせください。

- ・ 健康保険証が変更になった
- ・ 転居した、転出した
- ・ 世帯構成に変更があった
- ・ 交通事故で病院にかかった



老人保健についての詳しい問合せは…

福祉課 医療保険係
☎81-1832



心豊かな壬生町の子どもたちを育みましょう

☆子どもたちの家庭や地域での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やしましょう。
 ☆子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を体験させ「生きる力」を育みましょう。
 ※「生活体験が豊富な子ども」「自然体験が豊富な子ども」「お手伝いする子ども」ほど、道徳観・正義感が充実します。
 ☆子どもたちが安心して地域の人々と交流し、活動することができる地域社会を築いていきましょう。
 これらをねらいとして生涯学習課では以下の事業を実施しております。

.....子どもたちのさまざまな体験活動を応援します.....

【地域子ども教室】

パソコン教室・絵手紙教室

(生涯学習係：☎82-8384)

- 会場：生涯学習館
- 日時：毎月数回
木曜(16:30~18:00)・土曜(9:00~12:00)
- 参加方法：予約はなしです。気軽にご参加下さい。
※ボランティアの方にご指導いただいています。

親子ふれあい教室 (生涯学習係：☎82-8384)

- 期日：月1回
 - 内容：4~7月は、タケノコ掘り体験、溪谷を歩こう、自然博物館見学などを実施。今後は、ハイキング、マグカップ作り、年賀状作り、フィッシングを予定。
 - 参加方法：予約が必要です。生涯学習館までご連絡ください。
- ※広報みぶ3月号にてご案内しております。

みんなで遊ぼう！ (社会教育係：☎81-1873)

- 会場：壬生小、壬生東小、安塚小
 - 日時：各会場毎月1回程度 土曜の午前中
 - 内容：ニュースポーツ(ソフトバレーなど)や昔の遊び(紙芝居、ベーゴマなど)などを実施。今後も、子どもたちが自ら考え体験できる事業として展開していく予定。
- ※「みんなで遊ぼう！」スタッフ(「広報みぶ6月号」掲載)の皆さんが、ボランティアとして子どもたちと一緒に活動していただきます。地域のみなさんもお気軽にご参加ください。



テニス教室



イタドリ試食

嘉陽が丘ふれあい広場無料開放事業

(社会教育係：☎81-1873)

- 対象：小学生、中学生
- 日時：毎月第2、第4土曜8:30~16:30
(小中学生の長期休業中を除く)
- 開放している施設：テニスコート、体育館
(教育委員会事業があるときを除く)

その他の教室 (社会教育係：☎81-1873)

- 会場：壬生小、壬生東小、安塚小、嘉陽が丘ふれあい広場
 - 日時：主に土曜の午前中
 - 内容：4~7月にはテニス教室、寄せ植え教室、ニュースポーツを実施。10月からは、みんなで遊ぼう!、陶芸教室、プランター作りなどを予定。
 - 参加方法：学校を通じてチラシを配布していますので、注意事項をお読みの上、担当係までご連絡ください。
- ※育成会など団体での参加も可能です。

心豊かな子どもたちを育成する活動を応援します

心の教育出前講座

(社会教育係：☎81-1873)

- 育成会やPTAなどが行う事業に対して費用の一部を援助します。子どもの日常生活圏において、地域の大人が子どもたちの心の問題について共通理解し、子どもたちの豊かな人間性を育てるために、育成会・PTA・自治会・各種団体が実施する多様な地域活動を支援することを目的としています。
- 対象となる内容
 - ①近隣の大人同士が、地域の子どもの心の問題を語り合う活動
 - ②近隣の大人と子どもの交流会
 - ③その他、子どもの心を育てる諸

生涯学習セミナーは“健康について”

—— 自分の健康は自分で守ろう ——

「健康」はとても大切だとわかっていても、元気なうちはなかなか「健康」を意識した生活は送れないものです。

自分や身近な人が病気やけがをした時、あらためて「健康の大切さ」を実感する方も多いのではないのでしょうか。自分自身の健康は、自分で守るしかありません。

今回、生涯学習セミナーでは、「健康」をテーマに町民の皆さんと一緒に考え、身体の状態を見つめなおし、自分で改善できることを学習してみましよう。

第1回目は、7月15日に「壬生町の健康づくり」を清水町長と町保健課職員の講話で開催しました。今後の予定は、町おしらせ版に掲載しますので、皆さんのご参加をお待ちしています。 壬生町セミナースタッフ「みち」代表 木村



平成15年度生涯学習セミナーより

夏・秋のスポーツイベント情報

●スポーツ振興課●

(壬生町総合運動場体育館内：月曜日休館)

TEL 82-23345
FAX 82-2706

夏から秋はスポーツのシーズン!! オリンピック観戦のほか地域スポーツにも参加してみませんか。

★黒川の里ふれあいプールオープン

9/5(日)までオープン(無休)

★県民スポーツレクリエーションフェスティバル

9/18(土)総合開会式・シンポジウム
9/26(日)・10/3(日) 県民スポーツ大会(宇都宮市外)

★壬生小学校室内プール開放

9/26(日)までの土・日曜日

★第14回壬生町レクリエーション大会

9/12(日)壬生町総合公園陸上競技場
ストラックアウト・スポーツチャンバラ・テーパーボールなど(自由参加)

★20th MIBUナイターサッカー大会

9/30(木)・10/1(金)・5(火)・6(水)
参加資格：高校生以上の町内外チーム

★第4回壬生町ファミリー体育祭

10/10(日) ※雨天時：10/11(月)
壬生町総合公園陸上競技場

★第14回下都賀地区スポーツレクリエーション大会

10/24(日)小山市県南体育館周辺

・交流種目(グラウンドゴルフ・ソフトバレーボール・ペタンクなど)

・参加資格：郡内の社会人(事前申込)

・体験種目(自由参加)

★第20回壬生町バスケットボール大会

11/7(日)・14(日)場所未定
参加資格：高校生以上の町内外チーム

★第13回壬生町健康ロードレース大会

12/5(日)壬生町総合公園周辺
参加資格：町内在住又は在勤者

※町体育協会専門部の大会・教室広報も予定しています。

※総合運動公園や南部運動場、北部運動場の各施設もご利用下さい。

※詳しい日程・内容等はお知らせ版又は広報壬生でご確認ください。

活動

●対象となる経費 講師謝金、消耗品費(受益者負担分を除く)、子どもたちの飲み物代

●申請方法 所定の用紙に必要事項を記入していただきます。生涯学習課社会教育係(役場内、☎81-1873)にご相談下さい。

●ジュニアリーダーズクラブとは? 子どもの活動をお兄さん・お姉さんの立場から応援していくリーダーのことです。壬生町に在住または通学する満12〜18才(中・高校生)の青少年が活動しています。

●申請方法 所定の用紙に必要事項を記入していただきます。生涯学習課社会教育係(役場内、☎81-1873)にご相談下さい。

●ジュニアリーダーズクラブ派遣事業(社会教育係：☎81-1873)

育成会などが行う事業の中でレクリエーションゲームなどの司会や野外炊飯などの支援をします。

●問合せ先 生涯学習課社会教育係(役場内) ☎81-1873、E-mail: kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

その他にも壬生町では様々な体験活動を準備しています。お子さまをはじめ保護者の方や地域の方々のご参加をお待ちしております。

●問合せ先 生涯学習課社会教育係(役場内) ☎81-1873、E-mail: kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

FAX 82-0935、E-mail: kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

82-0935、E-mail: kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

kyoinku@town.mibu.tochigi.jp

マイ・チャレンジあれこれ



◇「マイ・チャレンジ」って何なの？

中学2年生が、教室から地域に飛び出して、5日間、地域の人たちの指導や支援を受けながら、身をもって取り組む社会体験活動のことです。現在全県的に展開されている心の教育総合推進「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動の「地域実践版」とも言えるでしょう。

◆どうして「マイ・チャレンジ」をやるの？

学校だけではなかなかできない、教育上の効果が期待できることから実施されます。

①生徒にとって

- ・地域の人々とふれあうことで、あいさつや社会のマナーの必要性を身をもって感じ、「共に生きる心」や「感謝の心」が実感をもって育まれる。
- ・地域や地域の人々を身近に感じ、地域の一員としての自覚がもてる。
- ・体験を通して、今までの自分を見直し、これからの「生き方」を真剣に考えるようになる。

②家庭にとって

- ・体験活動の話題をきっかけに、家族で「社会のこと」や「子どもの将来」について話し合われるようになる。
- ・家族の中で、子どもの「よさ」や「課題」が見えてくる。

③学校や地域にとって

- ・体験活動後も、5日間で出来上がった地域の人々と生徒の関係を大切にすることで、地域と学校の連携が深まる。
- ・地域の人々と生徒が、あいさつし合ったり声を掛け合ったりするようになることで、地域の教育力が高まる。



◇「マイ・チャレンジ」は中学生だけで活動するの？

活動期間中、生徒は自宅から体験先まで直接通います。活動中は体験先（商店、工場、施設など）の方々や、地域（保護者、高齢者など）の方々が「指導ボランティア」として生徒の活動の指導や支援に当たってくださいます。

また、学校の先生も毎日担当活動場所への巡回指導を行います。

◆「マイ・チャレンジ」の活動中に、けがをしたりものをこわしたりしたらどうするの？

学校では、活動前に生徒にけがや事故のないよう十分指導しますが、万一事故が起きた場合を考え、参加する中学生、指導ボランティアのけがや商品・施設などの破損に備える保険に加入します。





Challenge

(チャレンジ)

14歳、自分への挑戦

Communication

(コミュニケーション)

生徒と地域とのつながり

Community

(コミュニティ)

これからの地域社会

マイ・チャレンジ推進事業

※ マイ・チャレンジ (My Challenge) の

頭文字Mを3つのCで表現

14歳・地域に学ぶいきいきふれあい体験 (5日間)

平成16年度 壬生町マイ・チャレンジ推進事業

壬生町の中学2年生406名(壬生中220名、南犬飼中186名)が5日間
(壬生中:平成16年11月8日~11月12日/南犬飼中:平成16年11月15日~11月19日)学校を離れ、

- 自分の興味・関心のあること
- 将来やってみたいこと
- 地域の大人の人からアドバイスをもらったこと

などに基づき、グループごとに地域に出かけていき、教室では学べない社会体験活動を行います。

マイ・チャレンジ体験活動を支えるため

地域のみなさんのご理解ご協力をお願いします!

この事業は授業の一環として行うため、学校が中心となって計画・実施されますが

- ◇「学校・家庭・地域が力を合わせて地域の子どもの育てる」ことが趣旨であること
- ◇体験活動が地域社会で行われること

から、地域のみなさんのご理解・ご協力が何よりも大切になります。

壬生町マイ・チャレンジ推進協議会が地域への広報や協力依頼、体験場所や指導ボランティアの確保に努力しています。

マイ・チャレンジ推進協議会の構成

(学校関係以外)

- ☆壬生町女性団体連絡協議会
- ★壬生町老人クラブ連合会
- ☆壬生町PTA連合会
- ★壬生町社会福祉協議会事務局
- ☆壬生町自治会連合会
- ★壬生町民生委員協議会
- ☆壬生町社会教育委員
- ★おもちゃ団地協同組合事務局
- ☆壬生町商工会事務局
- ★壬生町各商店会(おもちゃのまち/おもちゃのまち東口/栄町蘭学通り/仲通町)
- ☆下野農業協同組合壬生地区営農経済センター
- ★壬生町認定農業者協議会
- ☆壬生町役場関係各課

◆◆◆地域のみなさんへの3つのお願い◆◆◆

- ①壬生中・南犬飼中の生徒をそれぞれの活動期間中に、原則5日間受け入れていただける企業・商店・事業所・サークル・施設などがありましたら、下記の連絡先までご連絡ください。
- ②活動期間に指導ボランティアとして、指導していただける方がいらっしゃいましたら、下記の連絡先までご連絡ください。
- ③活動期間中、中学2年生が体験活動に取り組んでいる姿を見かけられたときには、あいさつや励まし、アドバイスなどの言葉をかけてあげてください。

ご連絡・お問い合わせ先

壬生中(岩崎昌広): TEL82-6690 FAX82-2049
南犬飼中(高橋祐一): TEL86-0134 FAX85-1205

で 経 費 節 減 !

ごみ処理経費

町全体で 約 4 億 6, 090 万円
一世帯当たり 約 3 万 4, 300 円

☆☆☆☆ ごみの減量にご協力ください! ☆☆☆☆

町では、皆さんの家庭からごみステーションに出されたごみを、清掃センターで処理しています。このごみ処理には、下表のとおり多額の経費を要し、1年間で約4億6,090万円、1世帯当たりで3万4,300円かかっています。

皆さんのご協力でごみを減量し、正しいごみの分け方・出し方で、施設の機械設備等が長持ちし、さらに、焼却灰を埋め立てる最終処分場も長持ちするなど、経費の節減になります。

また、分別の徹底のため、収集袋を透明、または半透明の袋にルール化していますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

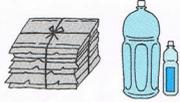
《 清掃センターからのお願い 》

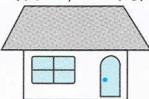
- びんやペットボトルは、必ず、キャップを取り、中をかるく水洗いしてから出してください。ペットボトルは、ラベルもはがしてください。
- 中身の入った缶やびん、ペットボトルは収集できません。必ず、中身を出してください。
- ごみは決められた収集日の朝、ごみステーションに出してください。

問合せ先

町民生部保健課 ☎81-1834
清掃センター ☎82-3424

平成15年度ごみ処理経費

| | | | |
|---|---------|---|---------|
| 1t当たりの ごみ処理経費  | もえるごみ | 約 | 28,200円 |
| | もえないごみ | 約 | 64,100円 |
| | ガラス・びん類 | 約 | 65,700円 |
| | 資源ごみ | 約 | 37,400円 |

| | | | |
|--|---------|---|---------|
| 1世帯当たりの ごみ処理経費 (約34,300円)  | もえるごみ | 約 | 23,000円 |
| | もえないごみ | 約 | 6,400円 |
| | ガラス・びん類 | 約 | 1,800円 |
| | 資源ごみ | 約 | 3,100円 |

| | | | |
|---|---------|---|-----------|
| 1年間にかかるごみ 収集・処理費用 (約4億6,090万円)  | もえるごみ | 約 | 3億1,010万円 |
| | もえないごみ | 約 | 8,570万円 |
| | ガラス・びん類 | 約 | 2,390万円 |
| | 資源ごみ | 約 | 4,120万円 |

正しい分け方・出し方

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを
廃棄する場合は、
次のどちらかの方法で処理を依頼してください。

1) 対象機器を買換える場合や購入した小売店がわかっている場合

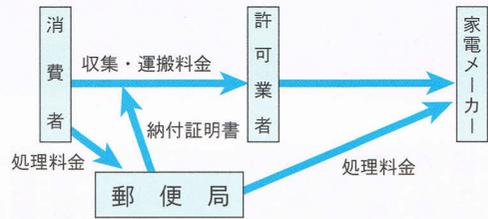
小売店に引取ってもらいます。その際に、処理料金（リサイクル料金）と収集・運搬料金を小売店に支払います。



2) 左記以外（買った小売店が不明、通信販売で購入など）

壬生町一般廃棄物処理業許可業者（許可業者）に収集・運搬を依頼します。

その際、事前に最寄りの郵便局で処理料金（リサイクル料金）を（財）家電製品協会家電リサイクルセンター（RKC）に振込み、納付証明書を家電製品に添付します。許可業者には、収集・運搬料金のみ支払います。



※許可業者につきましては、[下表](#)に掲載しています。

※テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンを廃棄する場合は、

処理料金（リサイクル料金）

テレビ：2,850円 洗濯機：2,520円
冷蔵庫：4,830円 エアコン：3,675円
(消費税込)

と **収集運搬料金** が必要となります

注1：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンをごみステーションには、絶対に出さないでください。

注2：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、清掃センターでは取り扱いませんので、持ち込まないでください。

壬生町一般廃棄物処理業許可業者一覧表

(家電4品目《テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機》収集運搬業者)

| No. | 業者名 | 住 所 | 電話番号 | No. | 業者名 | 住 所 | 電話番号 |
|-----|------------------------|--|---------------------|-----|------------------|---|---------------------|
| 1 | 株式会社大商 | 〒328-0002 栃木市惣社町2, 181番地 代表取締役 大貫 雅弘 | 0282(27) 8 2 4 8 | 6 | 栃南産業株式会社 | 〒329-0524 上三川町大字多功2, 494 代表取締役 高島 良教 | 0285(53) 5 5 5 7 |
| 2 | 企業組合 とちぎ労働 福祉事業団 | 〒321-0152 宇都宮市西川田7丁目1番2号 理事長 佐藤 賢二 | 028(645) 5 5 6 1 | 7 | 株式会社秋和美装 | 〒321-0982 宇都宮市御幸ヶ原町2-68 代表取締役 秋山 和夫 | 028(661) 7 4 9 0 |
| 3 | 仲田総業株式会社 | 〒321-0111 宇都宮市川田町836番地3 代表取締役 仲田 俊夫 | 028(635) 2 1 5 1 | 8 | 有限会社 ミサキ商事 | 〒321-0221 壬生町大字藤井1, 842 代表取締役 戸崎 肇 | 0282(82) 1 7 7 6 |
| 4 | 有限会社 大林環境サービス | 〒329-0501 石橋町大字上古山8-5 代表取締役 大林 恒男 | 0285(53) 5 5 8 4 | 9 | 程塚商事株式会社 | 〒321-0954 宇都宮市元今泉3丁目8番5号 代表取締役 本澤 典子 | 028(653) 5 2 8 2 |
| 5 | 有限会社 マルシヨ | 〒321-0201 壬生町大字安塚1857-1 代表取締役 白井 宏之 | 0282(86) 5 4 4 3 | 10 | 有限会社 関東実行センター | 〒323-0027 小山市花垣町1丁目12番10号 代表取締役 山本芳之助 | 0285(23) 3 0 2 6 |

問い合わせ先 壬生町清掃センター ☎82-3424

アンケートのご意見・質問に お答え致します。

その2

「まちづくりアンケート調査」で寄せられました「ご意見」や「ご要望」について引き続き、掲載いたします。

なお、ご質問等は住民から出されましたままの形で「Q」とし、回答は「A」とし、同じような質問につきましては、代表的なものを掲載しております。

広報紙を役場等にも設置して

Q：壬生町の広報を、毎月、町役場、図書館、公民館などの公共施設や郵便局など、地域で利用する場所へ置いてもらいたい。

A：町で発行している広報紙には、毎月1回発行している「広報壬生」と、毎月2回発行している「広報みぶおしらせ版」があります。

各家庭へは、どちらも各自自治会を通して配布しておりますが、町役場（出張所）や公民館、図書館などでも利用できるように、既に、役場（本庁、稲葉・南犬飼出張所）、公民館（壬生中央・稲葉・南犬飼）、図書館、歴史民俗資料館、生涯学習館、嘉陽ヶ丘ふれあい広場、郵便局（壬生・壬生中央町・おもちゃのまち・稲葉・南犬飼）に設置してございますので、ご利用ください。

町の情報を知らせて

Q：毎月、広報などに町の情報（医療、乳幼児検診、予防接種、行事、町でのサークル活動、催し物）を月ごとに知りたい。

A：町の行事やサークル活動情報等については、その都度、広報壬生や広報みぶおしらせ版に掲載し、お知らせしておりますが、平成16

年4月からは、更に、毎月8日発行の広報みぶおしらせ版に、翌月の行事日程（医療、乳幼児検診、予防接種、催し物等）を掲載しておりますのでご利用ください。

また、町ホームページもご利用ください。

Q：町で決めた、決まった、また、新しく定められた事等々について、広報にわかりやすく載せてほしい。

A：新しく決まった制度や、既存の補助制度等については、その都度、町広報紙に掲載しお知らせしており、引き続き掲載してまいりますので、よろしく願います。



役場カウンターに設置されている広報紙

防犯灯の設置について

Q：防犯灯を設置して安全なまちにしてほしい。

（その他類似質問多数。）

A：犯罪がなく、町民が「安全に安心にくらせる」地域づくりは、町民全体の願いであり、本町においても警察、学校、自治会、防犯団体などと連携をとり各種の事業を推進しているところであります。

さて、皆様からのご意見の中に「防犯灯」に関するものが多数寄せられました。

本町においては、以前より犯罪を未然に防止する事を目的とし、警察、学校、自治会などから防犯灯の要望箇所を取りまとめ、自治会及び町において「防犯灯」を設置してまいりました。

現在は、町全域で約3,300基が設置されております。

設置場所の選定については、通学路や犯罪の発生しそうな危険箇所を優先的に行っております。

「防犯灯」の設置要望がある場合は、毎年、自治会や学校に対して要望調査を実施しておりますので、自治会長さんや学校にご相談いただきたいと思います。

また、「防犯灯」が切れている場合などがありましたら、ご遠慮なく係（総務課消防交通係 ☎81-1808）までご一報くださるようよろしくお願いいたします。



犯罪防止の一役を担う防犯灯

町営水道水について

Q：夏になると町営水道の水が、真っ白、消毒されているのだと思うが、どうにかならないものか？味がまずすぎる。

A：水道水をコップ等に入れたときに白く濁って見えるのは、空気の混入によるもので、しばらく放置しておくところから透明になってきます。これは水質異常によるものではなく、安全性の上で問題ありません。

公民館で映画会を！

Q：10年くらい前は公民館でも映画をやっていたと思うんですけど、もうやらないんですか。出来ればやって欲しいです。

A：中央公民館において、例年9月末頃に名画鑑賞会を行っておりますが、今年度は8月11日に開催しますので、ご鑑賞ください。

おもちゃ博物館の活性化について
—壬生町出身柘あおいさんを
テーマに—

Q：以前ヒットした「ねこの恩返し」の原作者（女性）は、壬生町安塚出身で栃木女子高出身だそうです。今は北海道のスタジオジブリの事務所にいる。と1年くらい前に同じ高校の同級生だった人か

ら聞きました。これを発端として、おもちゃ博物館をより活性化させてはいかがでしょうか。もうご存じでしたら、この話ですが、このキャッチした情報の送り先は役場のどの部署に送ったらよいかわからずじまいでしたので…。ネコの気持ちかわかる立体映像+いすの振動+迫力満点（ネコがゆっくりに歩く忍び足だったり、たんすからたんすへ飛び移る場面だったり…。）昔人形を真横に倒すとミャーと音が出るものがありましたよね。電池は使わず重りとその圧縮された空気で音が出るようにできていたのだと思われすが（その造りの方が環境にやさしい）、その外形をネコの形にしておもちゃ博物館のみで発売してはいかがでしょう。プラス、バンダイかトミーかタカラが忘れましたが、ネコの気持ちかわかるミャウリングガル（犬の気持ちはバウリングでした）もともに、値段の交渉をして置いてみるのも良いかと。そして、その文具セット、歌CD、キーホルダー等。原作者が出た出身地だということも前面に出して、作者・会社などといういろいろ交渉して、周知を結集しておもちゃ博物館の赤字返済に機能し、かつ、壬生の観光名所一つとして壬生町の活性化に生かされれば良いかと思えます。念のため「ねこの恩返し」の原作者の出身地を確かめたうえで、この企画を進めるときは進めてください。

A：質問の内容と多少かけ離れているかもしれませんが、当館では平成5年度から郷土の偉人、郷土ゆかりの作家たちを顕彰する展示会を毎年開催しております。今年度は、ご指摘のとおり壬生町安塚出身の柘あおいさんをテーマに、I漫画家・柘あおいくピュア・ストリーの名手、II原作者・柘あおいくスタジオジブリ映画《耳をすませば》そして《猫の恩返し》の二つテーマから、柘ワールドを紹介する予定です。

今後は質問にありました、おもちゃ博物館で展開できるかどうか等につきまして、関係機関や関係者などと協議を行いながら、実現の可能性について検討して参りたいと思います。

市町村合併問題について

Q：「今後のまちづくり」は、今、

全国的に話題になっている「市町村合併」により大きく変わるものと思われまます。県内でも多くの市町村（地域）で具体的な合併議論がなされておりますが、「壬生町の合併に対する考え」は、全く伝わってきません。壬生町は市町村合併に対してどのようにかんがえているのか。町民に対してしっかりと示すべきだと思っております。

Q：栃木県内においても各地で合併問題が提起されております。我が壬生町においてどうなっているのか全く情報が流れてきておりません。問題をうやむやにしてほしくありません。住民にわかりやすく広報して頂きたい。

Q：変な時流に乗せられて先見の明がない計画だけで、しなくてもよい市町村合併に走ることはない。単独できちんと行政運営できるのであれば、現状維持でもけっこうなことである。無理な行政の結果が合併での生き残りであり、身の丈にあった行政ができるのであれば、それにこした事はない。「水も定めば腐る」のたとえあり。合併で大きくなれば流れる量はふえるが、淀みも増える。小さくとも「知恵」と「行動」で行政は運営できると私は信じている。

良かったふるさとまつりの花火

Q：平成15年8月のふるさとまつりの会場がおもちゃ博物館グラウンドに変わりましたが、会場の照明が少し暗く感じました。もう少し明るくするようにお願いします。

A：本年は、昨年の実績を踏まえて会場内の照明を含めて検討いたします。

Q：おもちゃ博物館のところでH15年ふるさとまつりの花火はとても良かった。長く続けて下さい。

A：花火は町内外の事業所・会社・商店等皆様の協賛金により打ち上げています。今後もご支援ご協力をお願いします。

A：市町村合併問題については、
たくさんの方からご意見をいただき
ましたので、集約してご回答い
たします。

まず、当町の市町村合併の取り
組み状況ですが、既に町の広報紙
により町民の方々に詳細にお知ら
せしてありますのでご理解願いま
す。

具体的には2002年7月号で
は、「考えてみましょう壬生町の
将来のこと」と題して、今、な
ぜ市町村合併が話題になるのだし
ょう？市町村が合併すると私たち
暮らしはどうなるのでしょうか？
あるいは市町村が合併して大き
くなることで問題はないのでし
ょうか？と行うことで色々メリ
ット・デメリットを示し、その説
明もしています。さらには合併パ
ターンの例もお示ししています。

次に2002年11月号では、当
町も参加していました宇都宮地区
広域行政推進協議会でまとめた
「市町村合併に関する調査研究報
告書」をお知らせしたところでご
ざいます。内容は仮に合併が行
われた場合、当町が関係する2つ
のパターンをシミュレーションし
ています。シミュレーションによ
ると住民負担の変化については、
宇都宮地区との編入合併では個人

民税等ほとんどの税・使用料で負
担増となる結果が出ています。

次に2002年12月号では、当
町を含めて5町で合併研究会を組
織し、調査・研究をしていただき
が、その組織で5町町民に対して
アンケートを実施しましたので、
その集計結果をお知らせしたこ
ろです。

次に2003年6月号では、町
議会議員全員協議会において、清
水町長が市町村合併問題について
の考え方を説明いたしましたので、
その概要と市町村合併のメリット・
デメリットをあらためてお知らせ
いたしました。

次に2003年11月の特集号で
は、「みんなで考えよう市町村合
併!!」と題して、清水町長の合併
問題に対する議会での答弁概要を
掲載し、町民の皆様のご意見を募
つたものです。なお、町長の議会答
弁の概要は次のとおりです。結論
は宇都宮市への編入合併は時期尚
早と答弁し、その理由としては、
壬生町の歴史が終わる。・町民1
人当たりの負担（起債残高）は県
下でもっとも軽い。・現在進行中
の事業が頓挫するかも知れない。
・きめ細かな住民サービスがなくな
る。・宇都宮市の編入合併は町民
の負担増につながる。・身近な議

員が極端に減ることによって住民
から政治や行政が遠くなる。・合
併は町民の7／8割の賛成が望ま
しい。・市昇格型合併が望まれる。
と言うものです。

次に、2004年2月号では、
昨年、住民の働きかけによる宇都
宮地区との合併協議会設置の住民
発議の請求があり、その手続きが
終了しましたのでその概要につ
いて広報をいたしました。内容につ
きましては、まず、住民の方から
宇都宮地区（宇都宮市、上河内町、
河内町、高根沢町及び上三川町）
と合併に向けた、合併協議会設置
を求める住民発議が、選挙管理委
員会の審査を経た6,160人の
署名簿を添えて提出されました。
（有権者の1／50である638人
以上の署名があれば有効）そこで
町長は1市4町の首長に請求の要
旨（請求者の考えに基づく理由を
付した、合併協議会設置を求める
こと）の通知及びそれをそれぞれ
の議会に付議するかどうかの意見
を求めました。その結果1市4町
全ての首長から、それぞれの議会
には付議しない旨の回答がありま
したので手続きが終了いたしました。
なお、手続き中法律では町長
も議会も意見を述べること（論評
すること）は規定されておりませ

ん。議会に付議することになれば
町長は意見を付して議会に提案し、
請求者も意見陳述をし、質疑応答
をした後、結論（合併協議会を設
置するかどうか）を出すことになっ
ています。

次に2004年4月号では、市
町村合併を推進する理由の一つと
して、今後は少子高齢化により税
金を負担する人が減ったり、国の
三位一体の改革により国から地方
への「補助金」あるいは「地方交
付税」の減少により、自治体の財
政状況が好転する見通しがあつた
ためと言われています。そこで、
当町としても町民の方が合併問題
を考えるに当たり、当町の財政状
況について将来はどうなるかと言
うことが重要なポイントですので、
そのため将来の財政状況について、
職員が予測するのではなく、客観
的な予測調査が必要であるという
観点から、シンクタンク（研究所）
に予測調査を委託し、その結果を
町民の方にお知らせしたものです。
結果概要については「入る量って
出ざるを制する」というキーワー
ドのもと、行政改革の推進と効率
的な財政運営をすれば、拙速な合
併議論に乗ってしまわなくても、
改めて合併を考えるという時間的
余裕が、壬生町にはあるでしょう。

という結論です。
以上が、町の取り組み状況です
が、詳細は上記のとおり広報紙に
掲載してありますので、再度ご覧
下さい。



問合せ先
総務部企画財政課企画調整係
☎81-1813-1814

土地改良区の統合整備を進めよう！

．．．．組織運営基盤の強化のために．．．．

土地改良区の現状と課題

土地改良区は、かんがい排水事業や圃場整備事業などの農業農村整備事業の推進母体として、また、これらの事業で造成された施設や農業用水の管理を行なうなど、農業農村の維持保全に大きな役割を果たして来ました。

しかしながら、近年における社会経済情勢の変化のなかで、農業・農村を取り巻く状況もめまぐるしく変化し、それに伴って土地改良区の運営にも様々な影響が及んで来ています。

土地改良区は今、将来に向けた組織や運営のあり方、土地改良施設の管理のあり方について考える時に来ています。

栃木県には、小規模な土地改良区や重複・重畳関係にある土地改良区が多数存在します。また、多くの土地改良区では、専任の職員を有しておらず、事務処理や施設管理をはじめとして様々な問題を抱えています。

これらの問題に対処するためには、役職員の資質の向上を図り、新たに専任職員を確保するなど、早急に事務局体制を強化することが求められています。



組織運営基盤の強化に向けて

土地改良区は、現在抱えている運営上・施設管理上の課題等に対応するために、あるいは将来予想される問題への対応策として、自ら組織運営基盤を強化する必要があります。その手段の一つが「統合整備」といわれる一連の手法であり

- ①規模拡大による事業の効率化や運営経費の削減を目指す『合併』
- ②適正な事務処理を行うための『合同事務所の設置・加入』
- ③目的を達成した土地改良区の『解散』

から構成されます。



土地改良区の合併のメリット

1. 事務の統合により事務的経費が節減され、經常賦課金の軽減が可能になります。
2. 役員や総代の人材確保、専任職員の確保が容易になり組織運営・事務局体制の強化が図れます。
3. 市町村や農業団体との連携が強化され、事業が円滑に実施できます。
4. 広い地域にわたる合理的な水利用調整が図れます。
5. 土地改良施設の管理の一元化・効率化が図られるとともに、事故や災害時の迅速な対応が可能になります。
6. 土地改良施設の他目的利用に係る農外受益者との協議が円滑になります。
7. 財政基盤が安定し、老朽土地改良施設の計画的な整備補修や更新など、組合員の要望に的確に対処できるようになります。
8. 農村環境や国土の保全、農村の活性化等、地域社会の期待に応えるための組織体制が構築されます。



栃木県と壬生町では、町内土地改良区の統合整備を推進しています。
統合整備に関するご相談は下記まで。

町経済部農務課土地改良係

☎ 0282-81-1842

FAX 0282-82-1107

都市と農村の交流を図ろう！

いなばの郷いちご狩りふれあいフェスティバル



伊藤会長

母をはじめとする稲葉地区の豊富な農産物の消費拡大と、都市と農村のふれあい、交流を図ろうと、昨年に引き続き、いなば花と緑の郷づくり協議会主催（伊藤充哉会長）による、「いなばの郷いちご狩りふれあいフェスティバル」が、6月6日、稲葉小学校で開催されました。

開会式の挨拶で伊藤会長は、「昨年、桜のオーナー募集で、447本のしだけ桜を植樹することができました。支柱立てや下草刈りなどの管理では、各団体などみなさん大変お世話になりました。お陰でこの春には、相当数の桜の花を見ることができました。一年でも早く桜の下でこの祭りが実施でき、地域の活性化が図られることを願っています。」とあいさつしました。

当日は天候にも恵まれ、朝から町内外から2,000人を超える大勢の家族連れが会場を訪れ、ステージでの演奏

や歌謡ショー、模擬店などを楽しみました。また、300円で食べ放題、1パックお持ち帰りのいちご狩りでは、約1,500名の方が、「甘くておいしいいちご」に満足していました。



イチゴハウスまでの「ストロベリーハイキング」



苗木配布に長蛇の列

児童が田植えで地域交流

羽生田小学校

5月18日、羽生田小学校全児童（38名）が、地元の農業委員さんに指導をいただき田植えを体験しました。

田植えは落合壬子夫さんの田んぼで行われ、作業の前に、農業委員さんから田植えについての説明を受けた後、田んぼの中に入りました。素足に感じる泥の感触に歓声を上げながら、一生懸命に苗を植えていました。

子どもたちは、「みんなで植えた苗が生長し、秋にはたくさん実ってほしい。」と、感想を話していました。収穫の秋には、再び農業委員さんにお世話になり、稲刈りを実施する予定です。



● **ホタルの郷を復活させよう！** ●
同協議会では、いなば花と緑の郷づくり事業の一環として、大字七ツ石地内を流れる小藪用水一帯を、ホタルが舞う水辺に復活させようと、ホタルの幼虫を昨年に引き続き、今年も3月に100匹を放流しました。その結果、6月にはホタルが舞う姿を見ることができました。地元で活動をしている早乙女成生さんは、「以前のようにホタルが乱舞する姿を早く見たいですね。」と、話していました。

健やかな子どもたちの成長を願って

母子保健推進員活動



妊産婦さんへの訪問活動

子育ての相談役として活躍している「母子保健推進員」の活動について、壬生町母子保健推進員協議会会長長瓦井節子さんにお聞きしました。

母子保健推進員は、健やかな子どもの成長を願い、町と地域住民とのパイプ役として、36人が各自治会で活動しています。妊産婦さんや乳幼児を訪問し、健康状態を伺い、悩みや疑問を共有し、相談に応じています。難問に関しては保健師さんと連携し返事をしております。

他に、乳幼児健診（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）の計測や子育て教室のお手伝いやアドバイザー、母親学級等の参加推進等を行っています。

昨年は、小山の白鷗大学おもちゃライブラリーを視察研修しました。その時、布の絵本に出会い、紙にはない優しいぬくもりのある本に魅せられ、ぜひ自分たちもということでした。



乳幼児健診のお手伝い



健診の合い間に会員のみなさんが作った椅子やテーブルで布の絵本を楽しむ子どもたち

製作しました。会員たちで何回か集まり、一針一針細かい手作業でしたが立派な絵本が完成しました。また、牛乳パックリサイクルで子どもの椅子とテーブルを作りかわいいう布をかけ、共に子育て教室などでお母さんやお子さん達に喜んでもらっています。

これからも、町とのパイプ役として、皆様の育児を支援していきたいと思っておりますので、気軽にご相談くださいとのことです。

今後も更なる活躍が期待されます。

壬生町母子保健推進員名簿

| 壬生地区 | | | 稲葉地区 | | |
|--------|---------------|--|--------|----------------|--|
| 氏名 | 担当地区 | | 氏名 | 担当地区 | |
| 宇賀神 裕子 | 下表町 | | 榎木 眞里子 | 七ツ石 | |
| 鬼澤 勝代 | 上表町 | | 大場 フサ子 | 下稲葉・上稲葉 | |
| 吉田 京子 | 東下台 | | 山口 幸子 | 羽生田 | |
| 山口 久枝 | 万町・上新町 | | | | |
| 細井 玲子 | 西高野 | | 南犬飼地区 | | |
| 木村 シズ | 城内・城南 | | 氏名 | 担当地区 | |
| 須藤 英子 | 藤井 | | 大垣 扶美恵 | 上田 | |
| 森田 則子 | 至宝町北 | | 鈴木 栄子 | 小林 | |
| 大栗 由美子 | 至宝町南 | | 佐藤 アイ | 中泉 | |
| 松本 眞佐美 | " | | 日下 智美 | 助谷・助谷 | |
| 平野 ヒロ子 | 六美町北 | | 出雲 千枝子 | 落合 | |
| 八木 裕子 | " | | 大栗 成子 | 国谷新田・国谷中央・国谷本田 | |
| 井上 繁子 | 六美町南 | | 人見 寿子 | あけぼの | |
| 高田 美代子 | 六美町中央 | | 青柳 清子 | 上長田 | |
| 牛久 基子 | 緑町・若草 | | 齊藤 和子 | 安塚 1 | |
| 堀中 ミサ子 | 幸町1・3丁目 | | 糸川 智恵 | 安塚 2 | |
| 小木 曾順代 | 幸町2丁目・おもちゃのまち | | 荒川 ノリ子 | 安塚 3 | |
| 江面 洋子 | 県営壬生住宅 | | 大垣 栄子 | 安塚南部 | |
| 小林 俊子 | 舟町・栄町・仲町通・上通町 | | 瓦井 節子 | 安塚中央 | |
| 吉田 史子 | 駅東町 | | | | |

問合せ先
町民生部保健課健康増進係
(保健福祉センター内)
☎ 82-13588

第2段階介護保険料の

軽減制度を告知存知ですか！



●申請により

保険料を減額

介護保険料は、所得に応じて5段階になっておりますが、壬生町では、第2段階に該当する方のうち特に生計困難な場合（次のア〜エまでのすべての条件を満たす方は、申請により第1段階と同額の保険料に減額されます。

なお、申請時に収入状況等をお聞きし、審査後、減額の可否の通知をします。

ア、本人と生活を共にしている（世帯分離している場合を含みます）家族全員の前年の所得がないこと。

イ、アにおける前年収入金額が120万円以下で本人の前年収入額が80万円以下であること。

ウ、同居、別居にかかわらず町村民税課税者の扶養を受けていないこと。

エ、資産等を活用しても、なお、生活が困難と認められること。

【注意】

上記のほか、世帯員に未申告の方があると適用になりません。また、減額は年度末でお返ししますので、未納のないようお願いいたします。

●申請方法

本人または家族等の方が所定の申請書に記入し、町税務課介護保険料係へ提出ください。なお、減額に該当した場合の受取方法（口座振込希望の場合、本人の口座番号）もご指定ください。

●受付期間

原則として、平成16年8月2日（月）〜31日（火）

※この期間以外も随時受付しますが事前にご連絡ください。

●受付・問合せ先

町総務部税務課介護保険料係

☎81-1879

介護保険料は所得に応じて5段階になっております。

| 段階 | 対象者 | 算定式 | 年間保険料 |
|------|---------------------------------|----------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 | 基準額×0.5 | 15,900円 |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税 | 基準額×0.75 | 23,850円 |
| 第3段階 | 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税 | 基準額×1.0 | 31,800円 |
| 第4段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得が200万円未満 | 基準額×1.25 | 39,750円 |
| 第5段階 | 本人が町民税課税で前年の合計所得が200万円以上 | 基準額×1.5 | 47,700円 |

認定農業者制度について

●認定農業者制度とは？

認定農業者制度とは、農業者が自ら作成した農業経営改善計画を町が認定する制度です。認定農業者になると、経営改善計画を実現するための各種施策を受けられます。これまでに、98名が認定農業者として活動しています。

●認定の手続き

◆新規に認定を受けようとする方は、5年後の経営を示した経営改善計画を作成して、町窓口へ提出していただきます。

経営改善計画書に記載する内容

- ①経営規模・作付内容
- ②生産方式の改善内容（新技術、機械の導入による省力化等）
- ③経営管理をどう高度化するか（複式簿記の記帳等）
- ④就業条件の改善（休日制・給料制の導入、社会保険の加入等）などがあります。

これらの内容が、

・町で定める「基本構想」に照らして適切である。

・計画が達成できる内容である。

・計画が農用地の集積を図れる内容である。

などの基準を満たす内容であれば、認定されることとなります。

また、認定された経営改善計画の有効期限は5年間です。5年後に計画期間の終了された認定農業者の方は、計画の達成状況の点検と次の5年間を見通した新たな計画を作成し再認定を受けることができます。

●認定農業者が受ける各種施策例

- ・スーパール資金等の長期低利融資制度
 - ・税制の特例（割増償却制度）
 - ・経営相談
 - ・研修などによる情報提供
 - ・機械等導入
 - ・農地集積制度
- ◎壬生町独自の施策として、“担い手規模拡大推進支援事業”があります。

■認定の手続き・問合せ先

町経済部農務課農政係

☎81-1840

国民年金保険料を納めるのが困難なときは…

免除制度をご利用ください！

国民年金は20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

●申請免除には全額免除と半額免除があります

全額免除 保険料の全額（月13,300円）が免除されます。

半額免除 保険料の半額が免除されますので、半額（月6,650円）を納めます。

●手続きは？

申請免除は、申請人本人と配偶者と世帯主の前年所得により審査することになりますので、毎年申請が必要です。申請書は役場住民課及び出張所の窓口に提出してください。社会保険事務所で承認されると、申請の前月分から次の6月分まで保険料が全額・半額免除されます。また、半額免除が承認された場合に半額の保険料を納付しない場合は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

こんなに違う！ 免除と未納

| | 全額免除 | 半額免除 (半額保険料を納めた場合) | 未納 |
|-----------------------|---|---|--------------------|
| 老齢基礎年金を受けるための資格期間には？ | 受給資格期間に入ります | 受給資格期間に入ります | 受給資格期間に入りません |
| 受け取る老齢基礎年金額は？ | 免除期間は年金額に3分の1が反映されます | 半額免除期間は年金額に3分の2が反映されます | 年金額に反映しません |
| 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは？ | 保険料を納めたときと同じ扱いです | 保険料を納めたときと同じ扱いです | 年金を受けられない場合もあります |
| 後から保険料を納めることは？ | 10年以内なら納めることができます (3年目からは当時の保険料に一定の額が加算されます) | 10年以内なら残りの半額を納めることができます (3年目からは当時の保険料に一定の額が加算されます) | 2年を過ぎると納めることができません |

◎問合せ先 ● 栃木社会保険事務所国民年金業務課 ☎ 22-6074・6075
● 町民生部住民課国民年金係 ☎ 81-1827

『誘惑に負けない心 育てよう』

青少年健全育成標語

入選作品決定

青少年を非行から守り、犯罪の未然防止と更生をめざし、青少年健全育成を広く普及啓発するような標語を、今年も壬生中学校と南犬飼中学校の2年生の生徒から募集しました。

募集要綱に基づき壬生中から35点、南犬飼中から25点応募があり、青少年問題協議会委員が厳正に審査を行った結果、最優秀賞1点、優秀賞5点、佳作5点が選ばれました。

青少年健全育成標語入賞者

最優秀

鈴木 隼人 (南犬飼中)

誘惑に 負けない心 育てよう

優秀

原田 千鴻 (壬生中)

覚醒剤 あなたの命を 削りとる

山野 公裕 (壬生中)

「こんにちは」 その一言が 輪を作る

太田 智也 (壬生中)

やらないよ その一言が 大切だ

柳沢 奈津実 (壬生中)

「おはよう」の 声で広がる 笑顔の輪

桑川 久美子 (南犬飼中)

考えよう 自分の行動 人への迷惑

佳作 本保 優樹 (壬生中)

誘惑に 負けて人間 やめますか

山本 水晶 (南犬飼中)

犯罪を 未然に防ぐ 強い意志

坂田 裕樹 (南犬飼中)

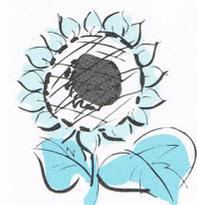
守っていこう 自分の心と その未来

大垣 美由紀 (南犬飼中)

一人じゃないよ みんな一緒に生きていく

大木 友裕 (南犬飼中)

強くなろう 心の悪に 負けないで



まちのわだい



壬生中学校ソフトボール部県大会で準優勝

第32回関東中学校ソフトボール大会栃木県予選会兼全日本中学生男女ソフトボール大会栃木県予選会が、6月4日から7日にかけて、宇都宮市柳田緑地で行なわれ、壬生中ソフトボール部が準優勝に輝き、見事8月13日から大阪市で開催される全国大会への出場権を獲得しました。

- 1回戦 11-0 対真岡中
- 2回戦 2-1 対東那須野中
- 3回戦 4-2 対野崎中
- 準決勝 1-0 対三島中
- 決勝 0-1 対黒田原中



見事準優勝をした壬生中ソフトボール部のみなさん



ホタルを見に多くの方が集まりました

みたらし水路にホタルの輝き舞う

6月13日、お琴神社北側の「みたらし水路」でホタルの放流と鑑賞会が行われました。

ホタルを放流したのは、ホタルの舞う水辺を復活させようと活動している「けいよりん」（宮田次男代表）のみなさんで、1年がかりで飼育した約130匹を、昨年に引き続き放ちました。暗くなるのを待ってホタルが放たれると、幻想的な輝きを見ようと集まった約150名の家族連れのみなさんは、「あ！光ってる、光ってる、きれい、きれい」と、声をあげて光を追いかけていました。

また、けいよりんが今年3月に放流した500匹の幼虫も成虫となって飛び回っていました。

なお、「けいよりん」では、ゲンジボタルを飼育したい方に、幼虫をお分けしています。興味のある方は☎82-0749（宮田）までご連絡ください。

忍者シリーズ第4弾 忍者修行

5月30日、児童館主催の忍者シリーズ第4弾となる「忍者修行」が、嘉陽が丘ふれあい広場を会場に行われました。

当日は、小学生42名と、壬生高生をはじめとしたボランティア20名が参加しました。

参加者は、見る修行、聞く修行、宝さがし、密書奪取修行、旗取りチャンバラ修行といった、いろいろな修行を行いました。

子どもたちは、みんなで協力しあって遊び、楽しい時間を過ごしていました。



忍者の教えを学ぶ参加者のみなさん

記念式典会場 日県民の日



記念式典会場にて

県民の日記念式典で統計功労の表彰を受ける

栃木県総合文化センターで「県民の日記念式典」が6月15日行われ、その席上、平成16年度各種功労者の統計功労分野で三橋博子さん（安塚南部）が福田県知事から表彰されました。

三橋さんは、国勢調査や工業統計調査、商業統計調査などをはじめ、各種統計調査に30年間にわたり携わり、本県の統計発展に寄与したことが認められたものです。

育て《人権の花》、きれいな花を



子どもたちの人権教育の一環として、例年行われている宇都宮地方法務局、栃木人権擁護委員協議会による『人権の花』運動の花の贈呈式が、6月4日、安塚小学校で行われました。

この運動は、子どもたちが協力し合って花を育てることで、お互いのコミュニケーションを図り、情操をより豊かにし、人権思想に対して少しでも理解してもらおうと実施しているものです。

今年は、マリーゴールドとブルーサルビアの苗が町人権擁護委員の方々から児童代表に手渡され、栽培委員会を代表して6年生の松谷 優さんから「これから、ふれあい班や栽培委員会、しいく委員会が中心となって大切に育てていきます。そして、私たちの心にも思いやりの花をたくさん咲かせていきたい。」と、お礼の言葉がありました。

人権擁護に貢献、表彰される

5月28日、栃木県人権擁護委員連合会の総会が宇都宮市のとちぎ福祉プラザで開かれ、席上、本町の碓氷侑人権擁護委員が全国人権擁護委員連合会長から、渡邊光喜人権擁護委員が宇都宮地方法務局長からそれぞれ表彰されました。

これは、両氏の多年にわたる人権擁護活動並びに人権思想の普及高揚に尽力された功績によるものです。今後、ますますのご活躍が期待されます。

交通指導員功労章

荒川さんら4名表彰される

6月18日、交通指導員の荒川林一さん（上新町）、今林正盛さん（幸町三丁目）、田中作蔵さん（至宝町北）、竜田和昭さん（緑町三丁目）の4名が、栃木県交通指導員連合会から表彰を受けました。

荒川さんは15年以上交通指導員として交通事故防止に貢献したとして、金章を受章され、今林さん、田中さんは同じく10年以上貢献したとして、銀章を、竜田さんは5年以上貢献したとして、銅章を受章されました。



竜田さん 今林さん 田中さん 荒川さん 清水町長

元気なお年寄り

ゲートボールで健康維持



6月24日、第25回稲葉地区老連ゲートボール大会が、稲葉地区長寿会（神永昭次会長）主催により開催されました。

この大会は、お年寄りの健康維持増進と地区内の親睦交流を図ることを目的として開催されています。「最近新しいスポーツなども増えて一時ほどの盛り上がりは無くなったが、体力の増進や親睦を図るにはゲートボールが一番だね」と、神永会長は話す。

大会には、地区内から5チーム（上町A・B、羽生田A・B、鯉沼）、65歳から88歳のお年寄りが参加して行われ、朝から暑い日でしたが、週2回は集まって練習をしているとのことで、みなさん元気にゲートボールを楽しんでいました。試合の結果は、鯉沼チームが優勝しました。

交通安全こども自転車栃木地区大会 稲葉小学校、団体で見事準優勝

6月22日、第33回交通安全こども自転車栃木地区大会が、岩舟町を会場に行われました。

大会は栃木地区の1市4町から代表8チームが参加し、安全走行や運転技術を競う実技テストと、道路標識や交通規則の知識を競う学科テストが行われました。

壬生町からは、稲葉小学校と羽生田小学校の2チームが参加し、稲葉小学校チーム（江田雄亮・賀長真弓・鯉沼柱憲・高村香織）が団体の部で準優勝しました。また、個人の部では、稲葉小学校の賀長真弓さんが5位に入賞し、同校の江田雄亮さん、羽生田小学校の加藤京子さんが努力賞と健闘しました。



町内全域で環境美化キャンペーン中央行動を実施



環境美化キャンペーン中央行動が、関東地方環境美化運動の日である5月30日（ゴミゼロの日）、統一美化キャンペーン（道路等に散乱する空き缶等の一斉収集）が、今年も町内全域で実施されました。

当日は、町商工会、建設業協同組合、町職員など11団体のみなさんが協力参加し、午前8時から町内6カ所に分かれて、道路等に捨てられている空き缶やゴミ等の収集を行いました。

また、町内72の自治会においても、早朝から地域の公園や土手などを清掃しました。

●環境美化キャンペーン参加総数（中央行動、自治会、企業）
約7,600人

●ごみ収集量
空き缶 26,575個
空き缶以外 4,560kg

ゲートボールで地域交流を図る 六美町北部自治会

六美町北部自治会（花田薫自治会長）では、子供からお年寄りが世代を越えた地域交流を図ろうと、6月19日、ゲートボール大会を実施しました。

この日は、8歳から90歳まで4世代に亘る約100名の方が、会場である自治会ゲートボール場に集まり、1チーム小学生2名、大人3名の5名で編成した6チームが参加して行われ、審判をあげばの老人会にお願いしました。会場では、おじいちゃん、おばあちゃんが、孫の手を取って指導する姿や、お父さんやお母さんが、我を忘れて真剣にボールを打つ姿が見られるなど、ゲートボールを楽しんでいました。

試合終了後は、地元の女性たちが用意した豚汁を食べながら、さらに交流を深めました。

ゲートボールを初めてやりましたという坂本彩さん（睦小4年）は、「チームで協力してボールを打ったり、お年寄りの方に教えてもらいながらできて、とても楽しかったです。またやりたいです。」と話してくれました。

自治会では地域交流の場として、来年は5月にゲートボール大会を実施したいという。



第18回

壬生町柔道大会

6月20日
町総合運動場
武道館
参加者24名

成績

●一般の部

優勝 津田泰正
準優勝 尾崎文武

●中学生の部

優勝 太田智也 (壬生中2年)
準優勝 早乙女巧 (作新中1年)
第三位 大垣あゆみ (壬生中1年)

●小学生高学年の部

優勝 村井裕二 (東小6年)
準優勝 中川翔太 (安塚小4年)
第三位 林 貴章 (壬生小6年)

●小学生低学年の部

優勝 奥村フアビアン (安塚小3年)
準優勝 中川健登 (東小3年)
第三位 日下泰希 (北小3年)

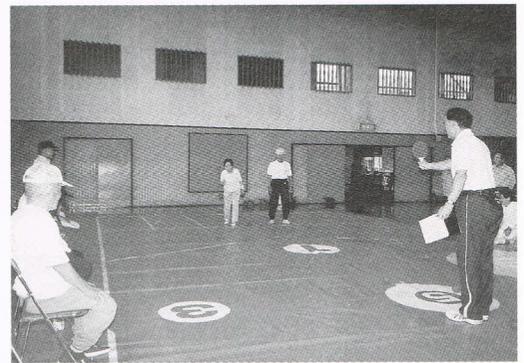


津田さん 太田さん 村井さん 奥村さん



軽スポーツで
快い汗を流す

壬生町
身体障害者
スポーツ大会



壬生町身体障害者スポーツ大会が、6月23日、壬生町身体障害者福祉会(田中一男会長)主催により、会員28名の参加を得て町体育館で実施されました。

この大会は、栃木県障害者スポーツ協会が主催する「障害者スポーツ教室」を兼ねており、体力の維持増進、機能の向上、会員相互の交流等を目的に毎年実施されています。競技は、今回から加わった新種目のコントロールアタックほか3種目の中から一人2種目にエントリーし、前半・後半に分かれて熱戦が繰り広げられ、気持ちよい汗を流しました。

入賞者

●ビームライフル

【前半戦】 【後半戦】

- 1位 宇賀神勝男 大塚道夫
- 2位 齊藤正男 糸川キチ
- 3位 白井ヤス 早乙女信春

●コントロールアタック

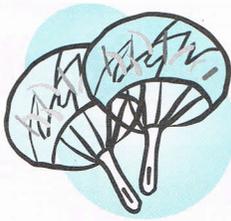
- 1位 小平勝美 高木一正
- 2位 糸川キチ 木村保
- 3位 浦坂清 石村タケ

●ソフトベタンク

- 1位 菊地政和 朝日照
- 2位 糸川清 齊藤正男
- 3位 刀川ケイ 柏倉トク

●FD・アキュラシー

- 敢闘賞 小平テル 中川市衛門
- 1位 朝日照 白井ヤス
- 2位 木村保 菊地ヨシ
- 3位 野口正明 菊地政和
- 敢闘賞 高木一正 中川ハツ子



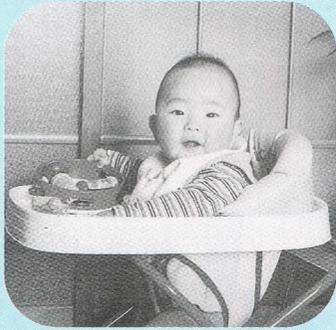
テレビチャンネル
変更を装った

悪徳商法

にご注意!

地上デジタル放送に伴うテレビチャンネル変更については、広報壬生6月号でお知らせしましたが、一般のご家庭の場合、今回のチャンネル変更対策工費は国が負担しますので、工費はかかりません。このため、調査員や工事業者がその場で料金を請求することも、その後に請求書を送付することはありません。テレビ調査員や工事業者などを名乗って「工事をするので、その費用を支払ってください」という場合は、悪徳商法の疑いがありますので、ご注意ください。変更工事を行う場合は、あらかじめ日程を確認してから伺うことになっており、正規の対策員(工事業者)は必ず「オレンジ色の腕章」と「対策員証」を身につけています。不審に思われた場合は、栃木地域受信対策センター フリーダイヤル0120-140129 までお問い合わせください。尚、受信対策センターの矢板事務所は、7月23日をもって閉鎖され、宇都宮事務所に移転しました。

みんなの広場



鈴木秀都ちゃん (城内)
(H15. 7. 23生)



小林美緒ちゃん (H14. 7. 22生) (下横町)
莉緒ちゃん (H14. 7. 22生)



今回は9月生まれのアイドルを募集します。
(締切8月20日)。写真はお返しします。
応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。
写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課(直接或は郵便で〒321-0292壬生町通町12-22)または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。



藤本真綺ちゃん (中表町)
(H15. 7. 17生)



大栗遥ちゃん (安塚三)
(H14. 7. 15生)

A: このような、いわゆるゆるアポイントメントセールスで契約した場合は、指定された商品・サー

アポイントメントセールス
Q: ある女性から1通の手紙が届きました。中を見ると「ここに連絡してください」と直筆で名前と携帯電話番号が書いてありました。電話をかけてみると「云って話したい」と言われ、駅で待ち合わせをして近くのファミリーレストランに行くことになりました。そこで「ブランド品が安く買えたり、旅行にも安く行けるという会員にならない?」と誘われました。入会するためには商品を購入する必要があるため、クレジットカードを利用して契約することにしました。あとで冷静になって考えてみると、その場の雰囲気や契約したような気がして、やはり解約したいのですが。

身近な法律相談

(消費者ガイドブックより)

ビスであればクーリング・オフを利用して、消費者が申し込みの撤回や解除することができません。アポイントメントセールスのクーリング・オフの適用期間は、法定の書面を受け取った日から8日以内です。

「トラブルにあわないために」
このような呼び出しには応じない、目的のわからない電話や手紙、電子メールが届いても安易に応答しないことが、被害にあわない最良の方法です。



相談は
栃木県消費生活センターへ!
☎028-665-7744

もしものときの避難所連絡先

夏は台風や集中豪雨による

風水害の被害が増加する時期です。

避難場所を確認し、普段から災害に備えましょう！



- ・非常用持出品の準備
- ・2〜3日分の食料、飲料水等の備蓄
- ・家族内の連絡方法の確認
- ・家具等の転倒防止等

| No. | 指定避難場所 | 電話 | 所在地 | 収容地区名 | No. | 指定避難場所 | 電話 | 所在地 | 収容地区名 |
|-----|---------------------|---------------------------|---------------|--|-----|--|---------------------------|-----------------|--|
| 1 | 壬生小学校 | 82-0049 FAX 82-0121 | 本丸2丁目 3-7 | 下表町、中表町、下横町、 今井、上表町、東下台、 下台団地、城東町、栄町 | 9 | 羽生田小学校 | 82-1022 FAX 82-8410 | 大字羽生田 2139-1 | 西部、中央、北原、台宿、 下坪 |
| 2 | 壬生中央 公民館 城址公園 | 82-0108 FAX 82-0042 | 本丸1丁目 8 | 仲通町、上通町、駅東、 県営壬生住宅、城内、城南、 舟町 | 10 | 睦小学校 | 82-4824 FAX 82-4954 | 大字壬生丁 230-1 | 六美町北部、緑町一丁目～ 緑町四丁目、幸町一丁目～ 幸町四丁目、おもちゃのまち、 いずみ、若草 |
| 3 | 藤井小学校 | 82-0102 FAX 82-4684 | 大字藤井 1267 | 馬場、原宿、田向稲荷内、 上坪、前宿坪、台坪 | 11 | 南犬飼中学校 | 86-0134 FAX 85-1205 | 大字北小林 743 | 北小林、獨協医大職員寮、 あけぼの |
| 4 | 壬生中学校 | 82-6690 FAX 82-2048 | 大字壬生甲 2770 | 万町、上新町、下馬木、 西高野、釜ヶ淵、福和田 | 12 | 南犬飼地区 公民館 勤労青少年ホ-ム (やすづか 保育園を含む) | 86-0031 | 大字安塚 1179 | 上長田、安塚南部 |
| 5 | 総合運動場 | 82-2345 FAX 82-2706 | 大字壬生甲 3828 | 三好町、旭町、星の宮、 六美町南部、六美町中央、 車塚 | 13 | 安塚小学校 | 86-0034 FAX 86-0042 | 大字安塚 2078 | 安塚一、安塚二、安塚三、 安塚中央 |
| 6 | 壬生東小学校 | 82-0079 FAX 81-1384 | 落合三丁目 5-21 | 至宝町北、至宝町南、 ひばりヶ丘、落合 | 14 | 壬生北小学校 | 86-0064 FAX 86-1058 | 大字北小林 190 | 上田、中泉、助谷、助谷原 |
| 7 | 稲葉小学校 | 82-1004 FAX 82-1572 | 大字上稲葉 881 | 下町、上町、本郷、松原 | 15 | 総合公園 | 86-7117 FAX 86-7112 | 大字国谷 783-1 | 国谷中央、国谷新田、 国谷本田、東原、鯉沼 |
| 8 | 稲葉地区 公民館 | 82-7374 | 大字上稲葉 932 | 原坪、鹿島、下馬木 | | | | | |

糸川秀夫氏、 町農業委員に選任される

壬生町農業委員会委員に、糸川秀夫さん（栃木県東南農業共済組合推薦・壬生町大字上田）が、6月1日付で、町から選任されました。

農業委員会委員は、地域農業の相談役として地域農業振興の推進、農地行政の適正な執行などを行っています。農業、農地に関することはご相談ください。



ふるさとまつり

8月21日（土）開催

会場 壬生町総合公園

（おもちゃ博物館隣）

◇シャトルバスがおもちゃのまち駅西口から出る予定です。

第11回町民フォトコンテスト推薦作品（撮影 川原田忠司氏）



絵画「せかいーきれいな花」



稲葉小 2年
あすみ
野口 明純



稲葉小 5年
かずなり
坂本 一成



砂絵「よるの星」

寄付

◆社会福祉協議会へ

（○数字は寄付回数）

羽生田西部親睦会様 33

3千円

伏木美佐恵様 29

5万円

ふれあいカラオケ教室様 16

3万8千133円

金子明様 1

2千円

有ゆうがおの丘様 1

2千円

匿名 1

5千円



お詫びと訂正

広報壬生6月号17頁、「21st MIBUバドミントン大会」の記事の中で「男子ダブルスB 優勝 佐野・野口組」とありましたが、正しくは「佐藤・野口組」です。お詫びして訂正いたします。

まちのうごき

7月1日現在

| | | |
|-----|----------|------|
| 総人口 | 39,928人 | (15) |
| 男 | 19,535人 | (13) |
| 女 | 20,393人 | (2) |
| 世帯数 | 13,388世帯 | (12) |
| | ()内は前月比 | |

8月の納税等

- 町県民税（2期）
- 国民健康保険税（2期）
- 介護保険料

（普通徴収・2期）
納期限 8月31日